

愛知県立大学における日本学術振興会特別研究員の受入規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県立大学における日本学術振興会特別研究員の受入について必要な事項を定める。

(資格)

第2条 日本学術振興会の特別研究員—PD及び同一—SPD（以下、特別研究員という。）に採用後本学において研究に従事することを希望する者は、受入の申請をすることができる。

(手続)

第3条 受入を申請する者は、日本学術振興会への申請書及び受入研究者の推薦書を受入研究科の所属する研究科の長に提出しなければならない。

2 研究科長は、申請者の受入を承認する場合、前項の提出書類を添えて学長に承諾を求めるものとする。

3 学長は、申請者の受入を承諾する場合、その受入承諾書を研究科長を経由して申請者に交付する。

4 申請者は、特別研究員に採用された場合、研究科長にその旨を報告しなければならない。

5 研究科長は、特別研究員の正式受入を学長及び研究科会議に報告するものとする。

(受入期間)

第4条 受入期間は、独立行政法人日本学術振興会の募集要項による。

(身分)

第5条 受入を認めた特別研究員と愛知県公立大学法人の間には身分関係が生じないものとする。

2 受入を認めた特別研究員に対して、愛知県公立大学法人から給与その他の給付は支給されない。

(施設の利用)

第6条 学長は、受入を認めた特別研究員に対して、研究に必要な範囲内で、研究室及び図書館その他の施設及び設備の利用を認めることができる。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。